

各府省の復興施策の
取組状況の取りまとめ
-公共インフラ以外の復興施策-

(※基本方針5.(1)災害に強い地域づくり関係のみ抜粋)

平成24年5月18日
復 興 庁

—目 次—
(基本方針の章立てに基づき整理)

5. 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり	1
① 高齢化や人口減少に対応した新しい地域づくり	2
② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハード施策の総動員	15
③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	26
④ 被災者の居住の安定確保	34
⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	41
(2) 地域における暮らしの再生	57
① 地域の支え合い	58
② 雇用対策	97
③ 教育の振興	112
④ 復興を支える人材の育成	137
⑤ 文化・スポーツの振興	145
(3) 地域経済活動の再生	152
① 企業、産業、技術等	153
② 中小企業	197
③ 農業	205
④ 林業	225
⑤ 水産業	228
⑥ 観光	236
⑦ コミュニティを支える生業支援	242
⑧ 二重債務問題等	248
⑨ 交通・物流、情報通信	256
⑩ 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	277
⑪ 環境先進地域の実現	291
⑫ 膨大な災害廃棄物の処理の促進	305
(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	308
① 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	309
② 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進	328
③ 世界に開かれた復興	349
④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	380
⑤ 今後の災害への備え	391
⑥ 震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	503

(1) 災害に強い地域づくり

①高齡化や人口減少等に対応した 新しい地域づくり

■具体的な施策等

- 地域再生制度の見直し
- 犯罪の起きにくいまちづくり
- 「緑の分権改革」による被災地の復興
- 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進
- 被災地域における公共交通の確保・維持
- 省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入等の推進
- 先進的な循環型社会の形成促進

地域再生制度の見直し		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房・内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生制度の見直しに関して、全自治体向けに(アンケート)調査を実施。 ○ 参考となる取組について、個別の調査を実施。 ○ 「地域再生法の一部を改正する法律案」を閣議決定(平成 24 年2月3日) ※ 少子高齢化・人口減少対応や、環境制約への対応等の特定の政策課題を設定し、特定の政策課題の解決に資する特定地域再生事業を推進するための支援措置を創設すること等を盛り込んでいる。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律案が成立した場合、少子高齢化・人口減少対応や環境制約への対応等の政策課題の解決に資する地方公共団体等の取組みについて、改正内容に基づき支援。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度以降、見直し後の制度に基づき地方公共団体等の取組みを支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 見直し後、新たな制度に基づくものとして、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生計画の認定件数:30 件程度 を目標としている。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域再生事業費補助金 500 百万円【一般会計】 ・地域再生支援利子補給金 171 百万円【一般会計】 		

犯罪の起きにくいまちづくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii) (略) 防犯、(略) 安心・安全等に配慮したまちづくり (略) など、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取り組みを支援する。(略)	平成24年4月
これまでの取り組み		
① 犯罪の起きにくいまちづくり等 被災県警察により、防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施等、仮設住宅周辺等における防犯ボランティア団体の立上げ及び活動の支援を実施している。		
② 交通安全施設等の復旧 岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)の滅灯信号機については、街の復旧の遅れ等により当面復旧させないものを除き、平成23年度中に復旧を完了した。		
当面(今年度中)の取り組み		
① 犯罪の起きにくいまちづくり等(当面の取組段階) 引き続き、仮設住宅周辺等における防犯ボランティア団体の立上げ及び活動の支援を実施する。		
② 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階) 道路整備やまちづくりに合わせて、信号機のバリアフリー化、信号灯器のLED化等の推進を含む交通安全施設等の整備を推進する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
① 犯罪の起きにくいまちづくり等(中長期段階) 引き続き、仮設住宅周辺等における防犯ボランティア団体の立上げ及び活動の支援を実施する。		
② 交通安全施設等の整備等(中長期段階) 引き続き、道路整備やまちづくりに合わせて、信号機のバリアフリー化、信号灯器のLED化等の推進を含む交通安全施設等の整備を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「犯罪の起きにくいまちづくり等」について 被災地における犯罪を抑止し、被災地から避難している住民が安心して帰還できるようにする。		
② 「交通安全施設等の整備等」について 被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。 被災地における交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。		
平成24年度予算における予算措置状況		

「緑の分権改革」による被災地の復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」についてはこれまで、平成 21 年度以降行われている調査の結果を踏まえ、課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示するとしているところ。</p> <p>また、平成 23 年度第 3 次補正予算事業においては、東日本大震災により被災した地方公共団体におけるモデル的な取組の実証調査を行うこととし、委託先予定事業の募集、選定をしたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 24 年度においては、「緑の分権改革」の取組の一層の推進と全国展開を図るため、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築、条件不利地域における課題解決に向けた実証調査等を総合的に実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>被災地の復興に向けては、23 年度第 3 次補正予算事業の調査の成果等を踏まえて取りまとめた復興のモデルを、被災地において展開していくことが必要である。</p> <p>こうした観点から、24 年度においては、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築等を総合的に実施する。また、地域が主体となって改革に取り組んでいただけるよう、23 年度から 25 年度までの 3 か年間、地方財政措置を講じることとしている。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>多くの被災地において、地域が主体となった緑の分権改革の取組が展開されることにより、自立的な地域の再生と被災地の復興につなげる。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・「緑の分権改革」の推進に要する経費 280 百万円 ・「緑の分権改革」による被災地の復興に要する経費 300 百万円【平成 23 年度3次補正予算繰越】</p>		

農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進						
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						府省名
章	5 復興施策					農林水産省
節	(1)	(3)	(3)	(3)	(4)	
項	①	③	⑩	⑪	②	作成年月
目	(ii)	(iii)	(ii)	(i)	(i)	平成24年4月
これまでの取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の農山漁村において、再生可能エネルギーの導入可能性調査と供給施設の整備。 ○ 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を閣議決定。 						
当面(今年度中)の取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農山漁村の活性化に貢献する再生可能エネルギーのモデル的事例の創出。 ○ 農山漁村において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーを導入するためのビジョン（農山漁村再エネ法に基づく基本方針）を策定。 						
中・長期的(3年程度)取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進める。 ○ 再生可能エネルギーの技術開発を加速するとともに、6次産業化法に基づく計画的な取組に対する支援措置等の活用を通じて、災害に強く、エネルギー効率の高い、自立・分散型エネルギーシステム（スマート・ビレッジ）の形成に向けてモデル導入等を行う。 						
期待される効果・達成すべき目標						
<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進。 						
平成24年度予算における予算措置状況						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村再生可能エネルギー導入事業 1,224 百万円 農山漁村再生可能エネルギー導入事業(復旧・復興対策分) 839 百万円【復興特会】 						

被災地域における公共交通の確保・維持		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり (3) 地域経済活動の再生	
項	(1)①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり (3)⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(1)①(ii) (3)⑨(ii)(イ)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 東日本大震災の被災地域における生活交通を支えるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業を活用して、被災地域におけるバス交通の確保・維持の取組について輸送量等に係る補助要件の緩和などの特例措置を講じることにより支援しているところ。</p> <p>○ 本事業の特例措置による取組みの周知・開始以降、活用見込み地域の増加、補助見込額の増加等が生じたことから、被災地域の幹線バス交通の確保・維持に追加の補助額が必要となったため、平成23年度第3次補正予算において、必要額を計上し、被災3県の7事業者に対して、補助を行ったところ。また、被災地域の市町村における生活交通の確保・維持については、当初予算において29市町村に対して支援を実施したところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、被災地域における生活交通の適切な確保・維持を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 被災地域における復興の進捗、まちづくりに対応した、生活交通の確保・維持について、本事業の特例措置等を活用しつつ支援を行う。</p> <p>※特例措置の期間:5年(調査事業については3年)</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地域における県、市町村又は協議会により計画された生活交通バス路線の維持率・・・平成 23 年度～27 年度 : 100%		
平成24年度予算における予算措置状況		
・地域公共交通確保維持改善事業 2,574 百万円【復興特会】		

省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入等の推進				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			環境省
節	(1)	(3)	(4)	
項	①	⑩・⑪	①・②	作成年月
目	(ii)			平成 24 年 4 月
これまでの取組み				
<p>これまで、地球温暖化対策の一環として、省エネルギーの推進のための対策や、再生可能エネルギーの導入のための対策を講じてきたところ。これらの施策は、東日本大震災後の電力需給逼迫の解消や、災害に強い自立・分散型エネルギーの普及にも資する。</p> <p>主な具体的な施策内容は以下の通り。</p> <p>1. 再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>○風力発電所及び地熱発電所の設置事業における環境影響評価に活用できる基礎的な情報整備・提供を行うため、データベースの仕様等についての予備的な検討並びに情報整備モデル地区の選定手法の検討等を行ったところ。</p> <p>2. 環境先進地域の実現</p> <p>○都道府県等において基金(グリーンニューディール基金)を造成し、地域の実情に応じ、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー導入等、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の関係事業等を支援してきたところ。</p> <p>加えて、東北の被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援するため、関係自治体と調整している。</p> <p>3. エネルギーの革新的技術開発の推進</p> <p>○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、エネルギー起源二酸化炭素排出量削減に寄与する技術開発等について、委託・補助を実施してきた。</p> <p>4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等</p> <p>○再生可能エネルギー地域推進体制構築事業では、地域の住民等が参画した協議会活動や活動の核となるコーディネーター等の育成を通じた、地域主導型の再生可能エネルギー事業計画策定を支援した。</p> <p>○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、小規模地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギー施設・設備を率先的に導入する事業を支援してきた。</p> <p>○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、家庭部門の省エネルギーの推進のため、関心を行動に結びつける家庭エコ診断を試行的に約 1700 件実施した。</p> <p>○CO2 削減ポテンシャル診断事業において、希望する企業に対し、即効性と経済性の高い CO2 削減対策の提案を含む診断事業を実施した。</p>				

○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及を促進した。(11月より、岩手県、宮城県及び福島県においては、補助率を3%から10%に引き上げた。)

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業では、再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策プロジェクトにおけるオフセット・クレジット創出支援を通じた温室効果ガス削減を実施した。

当面(今年度中)の取組み

当面の電力需給対策としては、これまでの予算措置や、昨夏に行われた各主体による節電努力に加え、平成24年度予算においてさらなる対策を追加することにより一層の省エネ設備投資や再生可能エネルギーの導入拡大が必要。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

○風力発電所等の設置事業における環境影響評価手続に活用できる既存情報を収集・整理するとともに、風力発電等の立地ポテンシャル等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、地方公共団体等と連携しながら現地調査等を行う。

2. 環境先進地域の実現

○再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを進めるため、グリーンニューディール基金制度を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域の防災拠点等に対する再生可能エネルギー等の導入やそのための計画策定を行う都道府県等を支援する。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成24年度は、先導的分散エネルギーシステム技術開発領域を新たに設置し重点的に実施する。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

○地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、平成24年度は国立公園や港湾内の地区を重点的に支援する。

○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、平成24年度は東北電力、東京電力管内等電力需給環境が厳しい地域における取組を優先する。

○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、地域に根ざした主体、民間企業等が自立的に家庭エコ診断を実施するための、公平性、中立性を確保したルールを確立する。

○CO₂削減ポテンシャル診断事業では、企業規模に合わせてメニューを用意することで、診断後の対策実施率を高めるなど事業の改善を行いながら継続予定。

○HEMS利用によるCO₂削減試行事業では、約4千世帯のHEMSを設置家庭からの集積データを蓄積するサーバーを開発し、リアルタイムのエネルギー使用量の情報とピーク電力時の価値変動や家庭の節電状況を考慮したインセンティブ付与による、家庭でのCO₂削減・節電スキームの効果検証を行う。

○次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、民生部門において、個別機器の管理・遠隔制御が可能な仕組みの導入の検証を行う。

○エコ賃貸住宅 CO2 削減実証事業では、賃貸住宅のネット・ゼロエネルギー(ゼロエミッション)化を加速するため、実測調査等から標準の光熱費に相当する値を推計し、情報提供を促進することで、環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上につなげる。

○病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、医療施設又は福祉関連施設へのガスコジェネレーションシステムの導入を継続して支援する。

○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及促進を図る。(引き続き、岩手県、宮城県及び福島県においては補助率 10%。)

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度の推進事業では、カーボン・オフセット、カーボン・ニュートラルへの支援を拡大し、地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入によるオフセット・クレジットの活用促進を重点的に実施する予定。

中・長期的(3年程度)取組み

平成 24 年度以降の予算で実施する対策につき、来年以降の主な事業概要は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

○風力発電等の立地ポテンシャルが高い地域から優先的に、環境影響評価手続に活用できる既存情報を収集・整理するとともに、モデル地域において現地調査等を行うことにより、動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理し、これらの情報についてデータベースの整備及び提供等を行うことで、環境影響評価手続の迅速化を図り、風力発電等の事業化活動を促進する。

2. 環境先進地域の実現

○再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを進めるため、グリーンニューディール基金制度を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域の防災拠点等に対する再生可能エネルギー等の導入やそのための計画策定を行う都道府県等を支援する。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成24年度は、先導的分散エネルギーシステム技術開発領域を新たに設置し重点的に実施する。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

○地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、平成 24 年度は国立公園や港湾内の地区を重点的に支援する。

○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、平成 24 年度は東北電力、東京電力管内等電力需給環境が厳しい地域における取組を優先する。

○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、地域に根ざした主体、民間企業等が自立的に家庭エコ診断を実施するための、公平性、中立性を確保したルールを確立する。

○CO₂削減ポテンシャル診断事業では、企業規模に合わせてメニューを用意することで、診断後の対策実施率を高めるなど事業の改善を行いながら継続予定。

○HEMS利用によるCO₂削減試行事業では、約4千世帯のHEMSを設置家庭からの集積データを蓄積するサーバーを開発し、リアルタイムのエネルギー使用量の情報とピーク電力時の価値変動や家庭の節電状況を考慮したインセンティブ付与による、家庭でのCO₂削減・節電スキームの効果検証を行う。

○次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、民生部門において、個別機器の管理・遠隔制御が可能な仕組みの導入の検証を行う。

○エコ賃貸住宅 CO₂削減実証事業では、賃貸住宅のネット・ゼロエネルギー(ゼロエミッション)化を加速するため、実測調査等から標準の光熱費に相当する値を推計し、情報提供を促進することで、環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上につなげる。

○病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、医療施設又は福祉関連施設へのガスコジェネレーションシステムの導入を継続して支援する。

○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及促進を図る。

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VÉR)制度の推進事業では、カーボン・オフセット、カーボン・ニュートラルへの支援を拡大し、地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入によるオフセット・クレジットの活用促進を重点的に実施する予定。

期待される効果・達成すべき目標

平成23年度予算、第3次補正予算及び平成24年度以降の予算で実施する対策につき、その期待される効果及び達成目標は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

○風力発電所等の設置事業等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の提供等を通じて、適正な環境配慮を確保した風力発電所等の着実な導入という効果が見込まれる。具体的には、風力発電施設の環境基礎情報を5年間で約1,000km²(約1,000万kW分に相当)整備することにより、2020年までに約1,000万kWの風力発電施設の導入へつながる。

2. 環境先進地域の実現

○地域主導の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入を、復興のまちづくりとともに加速的に推進し、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を目指す。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成24年度の概算要求額をベース計算した場合、新たなCO₂排出削減見込量は1700万t-CO₂/年(2020年)と推計し

ている。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

○地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、地域の特性に合った事業化計画が策定されるとともに、導入ポテンシャルや事業採算性に関する情報整備・発信を通じて、大きなCO₂排出削減が達成される。

○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、事業実施によるCO₂排出削減量を年間3,000tと想定している。

○家庭エコ診断推進基盤整備事業を通じ、家庭部門の実効的なCO₂削減・節電対策を促進する家庭エコ診断の推進のための基盤整備を行う。

○CO₂削減ポテンシャル診断事業では、大規模事業所及び中小規模事業所計590社程度の診断を行うことで、232千t-CO₂程度の削減を見込んでいる。

○HEMS利用によるCO₂削減試行事業では、HEMSや見える化機器の市場創出による価格低下と機能改善が期待される。

○次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、エネルギー使用状況の「見える化」、削減アドバイスや他世帯との比較に係るリアルタイムの効果的な情報提供、価格メカニズムを活用したインセンティブ施策及び家庭に対する負担のないより効果的なエネルギー制御方策の確立が期待される。

○エコ賃貸住宅CO₂削減実証事業では、エコ賃貸住宅への入居を促進し、不動産価値への環境価値の反映を推進する。

○病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、事業実施(150施設×125kWを整備)により、年間27,000tのCO₂排出削減量が見込まれる。

○家庭・事業者向けエコリース促進事業は、様々な機器を対象としていることから、省エネ効果を定量的に示すことが困難だが、経済効果として、約580億円の低炭素機器の設備投資、約1,800人の雇用創出を見込む(平成24年度)。

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業では、372,570t-CO₂の削減見込みに加え(平成24年度)、都市部の企業等の資金をプロジェクトを行う地域の農林業や中小企業等に還流させることで地域活性化にも資することが期待できる。

平成24年度予算における予算措置状況

1. 再生可能エネルギーの利用促進

・風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(7.8億円)【エネルギー特会】

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

・地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)(60億円)【エネルギー特会】

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

・地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業(4.1億円)【エネルギー特会】

・小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業(3億円)【エネルギー特会】

- ・家庭エコ診断推進基盤整備事業(2.6 億円)【エネルギー特会】
- ・CO2 削減ポテンシャル診断・対策提案事業(2.5 億円)【エネルギー特会】
- ・HEMS利用によるCO2削減試行事業(9400 万円)【エネルギー特会】
- ・次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業(らくらく CO2 削減・節電事業)(5300 万円)【エネルギー特会】
- ・エコ賃貸住宅 CO2 削減実証事業(国土交通省連携事業)(1 億円)【エネルギー特会】
- ・病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業(厚生労働省連携事業)(10 億円)【エネルギー特会】
- ・家庭・事業者向けエコリース促進事業(18 億円)【エネルギー特会】
- ・カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業(8.3 億円)【エネルギー特会】

先進的な循環型社会の形成促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	
節	(1)	(3)
項	①	⑪
目	(ii)	
作成年月		
平成 24 年 4 月		
これまでの取組み		
○ 東北地方において、自治体、事業者等が連携して、使用済小型電気電子機器からレアメタル等を徹底回収する社会実験に着手。		
当面(今年度中)の取組み		
○ これまでの取組みに掲げた社会実験を着実に実施。		
○ 東北の地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。		
○ 自治体、事業者等が連携して、製品プラスチック・食品廃棄物等の収集・リサイクルやびんのリユースに取り組む実証事業を実施し、東北地方における循環型社会の拠点づくりを促進。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 東北の地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。		
○ 自治体、事業者等が連携して、製品プラスチック・食品廃棄物等の収集・リサイクルやびんのリユースに取り組む実証事業を実施し、東北地方における循環型社会の拠点づくりを促進。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 小型電気電子機器のリサイクル等を通じ、復興に際し廃棄物や循環資源などの静脈側の地域資源を最大限に活用することにより、東北地方を最先端の静脈ビジネス拠点とする。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業 49 百万円【復興特会】		

②「減災」の考え方に基づくソフト・ハード施策の総動員

■具体的な施策等

- 津波避難ビル等の普及
- 幹線交通網へのアクセス確保
- 避難関係・無線の高度化
- 安全・安心な社会・都市・地域の構築
- 迅速な埋蔵文化財発掘調査
- 津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりの推進

津波避難ビル等の普及		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 及び ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。</p> <p>○また、国土交通省と共同で、津波防災地域づくりに関する法律の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を設けた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。もって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。</p> <p>○津波対策推進事業費補助金を創設し、都道府県による津波浸水予測の実施や市町村によるハザードマップの作成等、津波対策の推進を図る。</p> <p>○中央防災会議のワーキンググループにおいて、津波避難に関する検討を進めている。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策の推進 39 百万円 ・津波対策推進事業費補助金 155 百万円【復旧・復興枠】 		

幹線交通網へのアクセス確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(ii) (ホ) 被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
① 交通安全施設等の復旧【再掲 5(1)①(ii)】		
② 信号機電源付加装置の整備等 信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進している。		
当面(今年度中)の取組み		
① 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
② 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階) 引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
① 交通安全施設等の整備等(中長期段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
② 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階) 引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「交通安全施設等の整備等」及び「信号機電源付加装置の整備等」について 震災時にも、被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。 被災地における交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。 また、全国的な信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・ 交通安全施設の防災機能の強化に要する経費 853 百万円【復興特会】		

避難関係・無線の高度化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(ii) ※災害に強い情報連携システムについては5(3)⑨ (iii)にも再掲	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行った（平成 23 年 12 月）。</p> <p>②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、要援護者の避難支援対策として、関係省庁で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）に基づき、市町村に対しては、「全体計画」等を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行う要請。</p> <p>③避難勧告等の発令基準等に係る点検等について（平成 23 年 10 月 4 日消防災第 319 号）により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。</p> <p>(チ) 無線の高度化について</p> <p>①消防救急無線のデジタル化の推進</p> <p>消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、技術アドバイザーの派</p>		

遣や整備マニュアルの策定等を行った。

②防災行政無線の整備促進

防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内（パンフレット）の策定等を行った。

③東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成 23 年度第一次補正予算において補助金（国庫 2 / 3）とし交付した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設 のべ 30 団体、33 億 78 百万円

設備 のべ 26 団体、60 億 72 百万円

○防災行政無線施設 のべ 50 団体 68 億 88 百万円

設備 のべ 56 団体 36 億 53 百万円

④今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ 177 団体 34.6 億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ 116 団体 89.2 億円

○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）への補助金

92 団体 1 億円

当面（今年度中）の取組み

（ロ）避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①避難勧告等の発令基準等の策定状況のフォローアップ

平成 24 年 4 月 1 日時点の災害時要援護者の避難支援プランの策定状況及び平成 24 年 11 月 1 日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況のフォローアップを行う。

②津波避難対策推進マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難対策推進マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）等通信基盤の整備・高度化を進める。

また、平成24年度に全国瞬時警報システム（J-ALERT）のバックアップ体制の整備を行う。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発等

引き続き、全国の津波対策の推進を図るため、津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発やフォローアップを行う。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の整備

消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

②消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県への無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を引き続き図る。

③災害に強い情報連携システム

災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。

期待される効果・達成すべき目標

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

○全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り、災害時における人的被害の極小化を目指す。

- (チ)無線の高度化について
- 地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。
 - 消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。
 - 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。

平成24年度予算における予算措置状況

- (ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
- ・大規模地震対策の推進に要する経費 25百万円
- (チ)無線の高度化について
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金
4,897 百万円(うち消防救急無線デジタル化 2,000 百万円)
 - ・消防防災通信基盤の整備事業 1,290 百万円【H23 年度3次補正予算繰越】
 - ・被災地域情報化推進事業(災害に強い情報連携システムの構築)
3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】

安全・安心な社会・都市・地域の構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(i) ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発成果実装支援プログラム「津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した津波防災啓発活動の全国拠点整備」における意識啓発・防災教育活動や、安全・安心科学技術プロジェクト「住民・行政協働ユビキタス減災情報システム」における災害情報共有システムの構築など、地域拠点における研究開発を実施するとともに、当該成果の他地域への展開を目指した社会実装を推進している。 ○ 23 年度は「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集した。被災地域に実装する取組(23 年度内)として、6 つの活動を採択し、事業を実施したところ。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造～ロボバストでレジリエントな社会の構築を目指して～(仮称)」を新規研究開発領域として設定し、今回の震災において得られた課題や教訓を科学的に検証し、社会をより強くしなやか(ロボバストかつレジリエント)なものにするための災害対策やしゅくみを実現するため、コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造を目指した研究開発を公募・採択し、事業を実施する。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造～ロボバストでレジリエントな社会の構築を目指して～(仮称)」による研究開発を推進する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害から迅速に回復し、減災につなげられるシステムが社会に構築されることが期待される。 研究開発等の課題は、公募により決定し、課題例として、リアルタイム避難誘導システムの構築等を想定している。定量的な目標については、公募要領を作成する際に検討する。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)のうち「安全・安心な社会・都市・地域の構築」(仮称) 200 百万円【一般会計】 		

迅速な埋蔵文化財発掘調査		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(vi)速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、文化庁から関係都県等教育委員会に通知(平成23年4月28日付)。さらに、迅速な調査の実施を促進するため、調査の弾力的な運用等を行うよう関係都県等教育委員会に通知(平成24年4月17日付)。 ○ 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査については、「復興交付金」の基幹事業の対象事業とした。復旧・復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財の発掘調査への対応として、文化庁から全国の都道府県等教育委員会に埋蔵文化財専門職員の被災地への派遣協力を要請(平成23年9月30日付) ○ 各教育委員会の協力により、平成24年4月から20名の埋蔵文化財専門職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣。 ○ 被災3県・1市(仙台市)の埋蔵文化財実務担当者で構成する「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を設置し、震災復興に伴う迅速な埋蔵文化財発掘調査の体制等、逐次検討を行い、情報の共有を図っているところ(平成23年度に計8回実施)。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災各県の埋蔵文化財発掘調査の方針等について、「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、引き続き調整・協議を行う。 ○ 被災3県等の迅速な埋蔵文化財発掘調査を支えるため、今後、被災地の復興事業の進捗状況を鑑み、追加派遣を要請予定。 ○ 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査について、「復興交付金」の対象事業として実施。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県と「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、密な連携協力を図り、迅速な埋蔵文化財発掘調査体制の整備を行う。 ○ 迅速な埋蔵文化財発掘調査体制を支えるため、引き続き、専門職員の派遣に努め 		

るとともに、復興交付金の基幹事業としても継続して実施する。
期待される効果・達成すべき目標
<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋蔵文化財調査の体制整備の強化を実現し、被災地の迅速な復旧・復興と埋蔵文化財調査の実施の両立を図る。 ○ 埋蔵文化財発掘調査を通じて、新たな文化財を確認、歴史的知見を得る。
平成24年度予算における予算措置状況
・復興交付金 2,868 億円の内数

津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(i)、(ii)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・「津波防災地域づくりに関する法律」は平成23年12月14日に公布、同月27日施行。 ・同法に基づく基本指針を平成24年12月27日に国土交通大臣が決定。 ・全都道府県を対象に同法の説明会を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に続き、「津波防災地域づくり法」の周知・活用促進に努める。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国における本制度の活用を促進する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る。 		
平成24年度予算における予算措置状況		

③土地利用の再編等を速やかに 実現できる仕組み等

■具体的な施策等

- 土地の境界復元等
- 文化財保護と震災復興
- 復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進
- 被災地における土地境界の明確化の推進、所在不明の土地所有者情報調査の支援
- 被災地における適正な土地取引の確保

土地の境界復元等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>① 津波等で土地の境界が不明となった地域における土地の境界の復元及び土地が不規則に移動した地域における登記所備付地図の修正を実施するため、当該作業を実施すべき地域を特定するための実態調査を宮城、福島及び岩手の各県において実施した。</p> <p>② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために必要な調査を実施し、順次、登記を実施している。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所を開設している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正を早急を実施すべき地域において、作業を開始する。</p> <p>② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために必要な調査を平成23年度に引き続き実施し、登記を完了させる。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域において、作業を実施する。</p> <p>② 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続する。</p> <p>③ 復興における建物の新築に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① 本事業により土地の境界を明確化することや、土地が不規則に移動した地域において、登記所備付地図を修正することにより、復旧・復興のために必要な道路の整備、住宅建設等のまちづくり事業を円滑に実施することができる。逆に、本事業が実施されないと、土地の境界が不明なままとなり、土地の取引等もできないため、復旧・復興事業に支障が生じ</p>		

<p>ることとなる。地方公共団体と調整中であるため、具体的な数値目標を示すことはできないが、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域について、向こう3年間で作業を完了させることとしている。</p> <p>② 建物の滅失登記を迅速に行うことで、不動産に関する権利関係の整理が促進され、復興事業に有用なほか、被災者にとって新たな建物の建築・取得に有用であることから、速やかな完了を目指す。</p> <p>③ 復興事業の本格化に伴い、土地の取引、建物の建築が急増し、それに伴う登記の申請も増加が見込まれることから、登記特設相談を継続することは、復興に資することとなる。相談に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、ニーズに対して的確に対応することとしている。</p> <p>④ 今後の復興において大量に申請が見込まれる建物の新築に伴う登記申請について、迅速に処理することは、復興に資することとなる。登記の事務処理に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、申請に対して的確に対応することを目指す。</p>
<p>平成 24 年度予算における予算措置状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の境界復元・地図の修正関係経費 1,015 百万円【復興特会】 ・ 相談委託経費 90 百万円【復興特会】

文化財保護と震災復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣旨から、地域における文化財の役割に留意しつつ、文化財保護法の弾力的運用についても検討する。	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知(平成23年3月25日付)。 ○ 特別名勝松島においては、震災復興に伴う保存管理の在り方について、管理団体である宮城県が設置し、関係市町及び文化庁が参加する検討で検討を行い、平成24年1月25日に最終報告がとりまとめられた。 		
当面(今年度中)の取組み		
○ 本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 史跡名勝天然記念物などの国指定等文化財の適切な修復を図るとともに、その文化財的な価値を踏まえつつ、住民生活の速やかな復旧・復興に資する。		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興庁 農林水産省 国土交通省
節	(1)	
項	③	作成年月
目	(i)～(v)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手・宮城・福島県での現地説明会(7月)等において、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を周知徹底。 ○ 土地利用再編を速やかに実現するため、東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行。以下「特区法」という。)において、「復興整備計画制度」を創設。 <ul style="list-style-type: none"> <復興整備計画制度の概要> 協議会(市町村・県等で構成)における協議等を経て、市町村が作成(県との共同作成も可)した復興整備計画に基づく復興整備事業の実施に当たり、以下の特例措置を講じている。 ① 事業の実施に必要な許可の基準の緩和(市街化調整区域に係る開発許可の立地基準、農地転用許可基準) ② 許可・ゾーニング・事業計画に係る手続をワンストップで処理 ③ 復興一体事業(住宅地と農地等の一体的な整備のための事業)の創設 ○ 復興整備事業の実施の円滑化のための措置 ○ 特区法政省令、復興整備計画作成マニュアル等を整備。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域へ制度の周知徹底を図るとともに、各市町村による復興整備計画の策定を支援。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興整備計画に基づく復興整備事業の実施を支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興整備計画の早期策定と復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を通じて、災害に強い地域づくりを実現。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

被災地における土地境界の明確化の推進、所在不明の土地所有者情報調査の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかな復旧・復興を図るために、津波浸水区域では約 6,100 点(新設約 2,400 点、改測約 3,700 点)に上る「補助基準点」(地図作成や測量の基礎とするために、地球上の位置を測定した点)を新設・改測した。また、岩手県陸前高田市・大船渡市、宮城県名取市・岩沼市における補助基準点の測量成果は国土地理院において公表済みであり、大船渡市ではこの成果を活用した海岸保全施設の早期復旧が予定されている。 ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、宮城県仙台市等の 8 市町において、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国が整備(「官民境界基本調査」)したほか、地籍調査を実施中であった地域等で東日本大震災により測量成果がずれて利用できなくなった茨城県北茨城市等の 84 市町村において、測量成果の補正等を支援した。 ○ 所在不明の土地所有者の調査及びデータの整備・活用を迅速・効率的に行うことにより復興整備事業等の円滑な実施を図るため、調査に不慣れな被災自治体職員にも調査の流れや内容が理解しやすいよう、マニュアル作成を行った。当該マニュアルに関し、対象となる自治体職員への説明会(岩手県、宮城県、福島県)を実施した。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による地籍調査の測量成果の補正等を支援する。 ○ 上記の被災自治体職員向けマニュアルの活用を通じ、被災市町村等における所在不明の土地所有者の調査等の円滑な実施を図る。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による地籍再調査等を支援することとしており、復興の進捗に合わせてこれらを着実に進行。 		

期待される効果・達成すべき目標

【期待される効果】

- 地籍調査を未実施である地域において、官民境界基本調査を国が実施することにより、後続の地籍調査や復旧・復興事業の迅速な実施が可能となる。また、東日本大震災発生時に地籍調査を実施中又は実施済みであった地域において、自治体による測量成果の補正と地籍再調査を促進し、迅速な復旧・復興に貢献する。
- 所在不明の土地所有者の探索・調査及びデータの整備・活用に関するマニュアルを作成・配布し、被災市町村による土地所有者情報調査を支援することにより、復興計画の作成や復興事業の実施の円滑化に貢献する。

【達成すべき目標】

- 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、平成 24 年度に以下の施策に取り組む。
 - ・ 岩手県宮古市等の 11 市町村において国直轄の官民境界基本調査を実施する。
 - ・ 東日本大震災発生時に地籍調査が実施中又は実施済みであった福島県いわき市等の 52 市町村において、測量成果の補正等を支援する。また、岩手県釜石市等の 16 市町において、復興事業と連携して実施する地籍調査を促進する。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・ 地籍調査費負担金 509 百万円【復興特会】
- ・ 官民境界基本調査 231 百万円【復興特会】

被災地における適正な土地取引の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(v)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)の土地対策担当部署に限り、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供予定。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> 今後、復興に伴う投機的な土地取引等が行われる可能性も否定できないため、当分の間、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を提供していく予定。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> 登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災3県・政令市に提供することにより、復興に伴う投機的な土地取引等を防止するための当該地方公共団体による土地取引の監視に資する。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> 被災地における土地取引実態調査 10百万円【復興特会】 		

④被災者の居住の安定確保

■具体的な施策等

- 個人版私的整理ガイドラインの運用支援
- 応急仮設住宅の居住環境等の改善
- 木造の長期優良住宅の供給
- 災害復興住宅融資等の実施

個人版私的整理ガイドラインの運用支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④被災者の居住の安定確保、⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会、平成23年7月15日) ・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(8月1日) ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成23年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7億円の使用を決定(8月19日閣議決定)。 ・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(10月26日) ・ 更に、自由財産たる現預金の範囲について、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張することを公表(平成24年1月25日) ・ 3次補正予算において、ガイドラインの周知広報に係る経費として約2千万円を措置。(⇒予算を活用し、被災地の新聞等への広告の掲載やテレビ広告などを実施) ・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等への入居者へのチラシ等の配布等の周知広報を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドライン運営委員会と協力し、引き続き、周知広報を実施。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。 ・ ガイドライン運営委員会のホームページにおいて、週次で債務整理成立に向けて準備中の件数等を公表。 ・ なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。 		

平成24年度予算における予算措置状況

・被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインの周知広報に係る経費として合計約 6.8 億円を措置。【復興特会】

応急仮設住宅の居住環境等の改善		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興庁
節	(1)災害に強い地域づくり	厚生労働省
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(vi)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>① 第 1 回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(8/4) 応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理するため、関係省庁等をメンバーとするPTを設置。</p> <p>② 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査の実施(8月中旬～9月中旬)</p> <p>③ 第2回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(9/30) アンケート調査結果の報告、各県からの「寒さ対策」の進捗状況の報告等</p> <p>④ 第3回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(10/21) アンケート調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅のハード・ソフト両面の課題に対する今後の対応策として、以下の内容を提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「寒さ対策」、「バリアフリー対策」、「防火防犯対策」、「雨風対策」などハード面の改善については、追加工事が適切かつ着実に各団地で実施されるよう、実施状況について定期的にPTに報告を求めることとした。 ・ 「買い物支援」等をはじめとするソフト面の課題については、課題ごとに各府省庁の取組を類型別に分類した上で、各県に示した。 ・ 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組として、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要であり、その課題解決に向けて入居者自らが主体的に動くため、各団地の自治会組織の立ち上げを進め、行政としても、サポート拠点の設置・運営など支援体制の強化を図ることとした。 <p>⑤ 第4回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(12/13) 応急仮設住宅における居住環境等の①ハード面の改善対策、②ソフト面の課題解消に向けた取組の進捗状況、③団地ごとの自治会設置状況、④各県におけるハード、ソフトの取組事例を報告。</p> <p>⑥ 水道管の凍結防止策を講じたにも関わらず、例年と比して厳しい寒さが続いたことにより、水道管の凍結が頻発したことを踏まえ、水道管の再点検など水道管凍結防止対策の徹底について通知(1/25)</p> <p>●23年度 of 取組成果 応急仮設住宅のハード面での改善対策については、23年度中におおむね完了。 各団地における自治会の設置率 約 89%(平成 23 年 3 月 9 日現在) サポート拠点の整備(予定含む) 約 103 箇所(平成 23 年 2 月 1 日現在)</p>		

当面(今年度中)の取組み
<p>応急仮設住宅における居住期間の長期化が想定されることを踏まえ、居住環境の改善対策として、お風呂の追い焚き機能の追加、物置の設置に要する経費について災害救助法の国庫負担の対象とし、県からの報告により、その進捗管理を行う。</p> <p>応急仮設住宅の入居期間の延長に関して、被災自治体と連携して適切に対応を行う。</p> <p>引き続き、復興庁および厚生労働省においては、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、適切な対応を行う。</p>
中・長期的(3年程度)取組み
<p>今後は、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方に基づき、各団地の自治会組織において入居者が抱える課題等の集約をし、自ら主体的に問題の解決を図られるよう、市町村を中心とした支援体制を強化する。</p> <p>また、自治会組織では対応しきれない課題については、復興庁および厚生労働省においては、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、課題の解決に向けて取組を行っていく。</p> <p>復興の状況に応じて、応急仮設住宅の解消および入居期間の延長に関して、被災自治体と連携して適切な対応を行う。</p>
期待される効果・達成すべき目標
<p>復興状況等を勘案しつつ、必要に応じて応急仮設住宅の入居期間を延長することで、被災者が恒久住宅に移行するまでの間、仮の住まいを確保することができる。</p> <p>応急仮設住宅のハード・ソフト両面の各課題に対応することで、居住環境等の改善が図られるものである。</p>
平成24年度予算における予算措置状況
<p>災害救助法による東日本大震災復旧・復興経費として、約494億円を計上。 (応急仮設住宅に代替する民間賃貸住宅の借り上げに要する経費など)</p>

木造の長期優良住宅の供給		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(i)、(v)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 21 年度補正予算(第1号)、平成 22 年度当初予算及び補正予算(第2号)、平成 23 年度当初予算により、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。更に、平成 23 年度補正予算(第3号)により、東日本大震災の被災地において同様の補助を実施。</p> <p>平成 23 年度当初予算により 6,367 件(戸)、平成 23 年度補正予算(第3号)により 1,384 件(戸)の住宅に対する補助を実施(平成 24 年 3 月 30 日時点の交付決定ベース)。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 東日本大震災の被災地をはじめとした全国の各地域において、地域の木材関係事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携によるグループ毎の、住宅生産等に関する共通ルール等に基づき、当該グループに所属する中小住宅生産者により供給される木造の長期優良住宅の建設に対する補助を実施。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 引き続き、地域の木造住宅関連事業者の連携による木造の長期優良住宅の供給促進に取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 将来にわたって継続される、地域における木造住宅生産・維持管理体制が構築されるとともに、被災者の恒久的な住まいの確保にも資する。</p> <p>○ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 8.8%(注)→20%(平成 32 年)</p> <p>(注)認定長期優良住宅の供給が開始された平成 21 年 6 月から平成 22 年 3 月までの数値。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>○ 地域における木造住宅生産体制強化事業 9,000 百万円の内数</p>		

災害復興住宅融資等の実施		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(ii)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資において融資金利の引下げ(当初5年間は0%等)等の実施。 ・(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予 期間中の金利引下げ措置の実施。 ・(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
引き続き、上記の措置を実施する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
引き続き、上記の措置を実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
・災害復興住宅融資等により、被災者の自力での住宅の再建等を支援。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・災害復興住宅融資等 53,900百万円【復興特会】		

⑤市町村の計画策定に対する人的 支援、復興事業の担い手等

■具体的な施策等

- 地域づくりに関する専門家派遣支援事業
- P F I 事業による震災復興の促進
- まちづくりにおける女性等の意見の反映
- 復興支援員の配置・自治体職員の派遣
- 市町村庁舎機能の復旧の円滑な推進
- 民間投資家の出資を促す産業復興出資事業等
- 復興計画の策定支援
- 復興まちづくり人材バンク
- 官民連携による復興事業の促進
- 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり

地域づくりに関する専門家派遣支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成24年4月
これまでの取組み		
<p>各府省庁等に協力を仰ぎ、所管する分野における既存の専門家データベースを幅広く束ねた検索ポータルサイトを構築し、被災地において必要な人材の確保をワンストップで探し出せるようにした。また、平成23年度第3次補正予算成立後速やかに一般競争入札を行い、被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で派遣した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で長期間を視野に入れ派遣する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>来年度以降については、現行の制度における検証等を踏まえた上で、支援のあり方を検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地における復興の取組に対し専門家による支援活動や助言・指導を行うことで、復興の取組が効率的、効果的になり、復興のスピードが加速され、復興にかかる期間が短縮されることが期待される。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・地域支援専門家派遣推進経費 445百万円【復興特会】</p>		

PFI事業による震災復興の促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への技術的支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体へのPFI専門家派遣 ・被災地におけるPFI事業の活用推進のための、民間側の参画意向等の整理 ・平成 23 年 PFI 法改正を向けた政令・内閣府令制定、及び基本方針の策定 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災地におけるPFI事業の活用推進のため、被災地の状況に応じたPFI専門家派遣</p> <p>○ 民間事業者からの提案、公共施設等運営権等PFI法改正により創設された新制度の利用促進も含めたPFI事業の立ち上げ支援</p> <p>○ PFI導入決定までの手続や事業者選定手続につき事務の簡素化(運用改善)の検討</p> <p>○ 平成 23 年 PFI 法改正に伴うガイドラインの見直し</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ PFI事業による震災復興の促進</p> <p>被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体にPFI専門家を派遣し、PFI事業の立ち上げを支援する。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法の改正により創設された新制度の利用促進等を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地への支援等を通じて、PFI 事業規模については、2020 年までに少なくとも約 10 兆円以上に拡大することを目指す(「新成長戦略」(平成 22 年6月 18 日閣議決定))。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・PFI事業による震災復興の促進 583.百万円【復興特会】</p>		

まちづくりにおける女性等の意見の反映		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 24 年4月
これまでの取組み		
(各分野共通)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。 ○ 平成 23 年 12 月 15 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「復興過程における多様な視点の反映について」を発出し、「まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備」など、復興の過程において多様な視点を反映していただくよう働きかけた。 		
(男女共同参画)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。 ○ 平成 23 年8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。 ○ 平成 23 年 12 月 15 日に、「復興過程における多様な視点の反映について」を男女共同参画局のホームページに掲載し、27 日に男女共同参画局メールマガジンで発信を行い、周知を図った。 ○ 平成 24 年1月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参 		

画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」について取りまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」を取りまとめ、復興基金の活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。

- 平成 24 年 2 月 15 日に、計画等の策定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点から留意していただきたいポイント等について取りまとめ、「男女共同参画の視点を生かした復興まちづくり」として、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し発出し、復興の取組の参考となるよう働きかけを行った。また、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。
- 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、被災地の地方公共団体、男女共同参画センター等が実施する、まちづくりにおける女性の参画を進めるためのセミナーに専門家アドバイザーを派遣することとしたが、まちづくりに関する申請はなかった。また、「地域における男女共同参画連携支援事業」に震災枠を設け、被災地のまちづくりやコミュニティの再構築等の課題の解決のために、検討会を開催し、成果の周知を図ることとしたが、震災枠での申請はなかった。

当面(今年度中)の取組み

(男女共同参画)

- まちづくりにおいて、女性の意見が反映される環境が整備されているかについて、復興庁と連携し実態把握を行い、良い事例があれば、周知するなどにより、さらなる推進を図る。
- 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

中・長期的(3年程度)取組み

(各分野共通)

- 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。

期待される効果・達成すべき目標

- まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。

平成24年度予算における予算措置状況

・震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル作成・周知経費 10 百万円【復興特会】

復興支援員の配置・自治体職員の派遣		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地のコミュニティ再構築を図るため、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(概ね1年以上最長5年)従事する「復興支援員」制度を創設し、特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築し、人的支援をおこなっている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>土木職等の専門的な職種の職員を中心とした中長期的な職員派遣の支援を行っていく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体が、「復興支援員」を配置するに当たり、既に配置している団体のケーススタディ等を活用し、募集・研修・マネジメントの点でも、支援を行う。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p>		

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

平成24年度予算における予算措置状況

市町村庁舎機能の復旧の円滑な推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(v)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災では、市町村の本庁舎そのものが津波により流出したり、原子力災害に伴い本庁舎から退避をしなければならない事態が生じており、市町村役場の機能の回復が喫緊の課題となっていることから、被災住民の支援の総合的な対策組織となるため機能の応急復旧の必要性が最も高い市町村の本庁舎の応急復旧や仮庁舎の整備にかかる経費について、平成 23 年度第1次補正において、国庫補助制度を創設。さらに、第3次補正予算においても追加して予算措置。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
市町村行政機能応急復旧補助金が適切に執行されるよう助言を行っていく。		
中・長期的(3年程度)取組み		
市町村の復興の段階では、新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎機能の回復が期待される。		
平成24年度予算における予算措置状況		

民間投資家の出資を促す産業復興出資事業等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携(PPP)、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。	平成24年4月
これまでの取組み		
<p>①中小企業基盤整備機構が当該民間投資家による資金拠出にマッチングして、最大で民間資金と同額の出資を実施することで、民間投資家の出資を促す産業復興出資事業の制度運用を平成24年2月より開始。民間投資家と合わせ8億円規模のファンドを組成済。</p> <p>②指定金融機関(商工中金等)が金融検査上「資本」と認識される長期の劣後ローンを提供する資本金劣後ローンの制度運用を平成23年12月より開始。民間金融機関からの金融支援と合わせて20億円以上を融資済。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
①、②の着実な制度運用に取り組む。		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>①については平成27年2月まで継続。</p> <p>②については他の震災対応の危機対応業務の運用も踏まえ、継続的な実施を検討。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>各事業を通じた出資、融資等の総額。</p> <p>①民間資金・ノウハウを活用した産業復興の促進。</p> <p>②325億円(民間金融機関からの金融支援を含む。)</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

復興計画の策定支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(i)被災した市町村の復興計画の円滑な策定を支援するため、被災市町村の要請に応じて、「津波被災市街地復興手法検討調査」等により、関係府省が連携して現地の状況把握や復興手法等の整理を行い、被災市町村に提供する。 (iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成24年4月
これまでの取組み		
被災した地方自治体の復興に向けた取組を支援するため、①被災状況等の調査・分析を行い、その成果を地方自治体に提供するとともに、②被災状況や都市の特性、女性や高齢者等から幅広い意見を聴取し、地元の意向等に応じた復興のパターンを分析、③これに対応する復興手法等について調査・検討を行い、市町村の復興計画策定を支援。(津波被災市街地復興手法検討調査は、平成23年度にて完了)		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

復興まちづくり人材バンク		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii) まちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>国土交通省都市局では、1 次補正により津波被災市街地復興手法検討調査を実施し、被災自治体の復興まちづくりを支援してきたところ。</p> <p>また、3次補正により、市町村や地域住民等へのまちづくり専門家派遣を支援し、円滑な復興まちづくりを推進するため、全国に存在するまちづくり専門家のデータベース化を進め、復興まちづくり人材バンクとして公開した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
復興まちづくり人材バンクを利用した、被災地への専門家の派遣を進める。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
復興まちづくり人材バンクを利用した、被災地への専門家の派遣を進める。		
期待される効果・達成すべき目標		
地権者や地域住民等による合意形成や計画策定等の民間レベルでのまちづくりを円滑に進める。		
平成24年度予算における予算措置状況		
なし		

官民連携による復興事業の促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 震災復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件を募集し、応募のあった案件から、以下の11件を調査案件として選定し、実現可能性調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の再建・維持管理・運営における官民連携手法の検討 ・官民連携による長期避難者支援に関する検討 ・官民連携による庁舎の復興に関する検討 ・官民連携による復興まちづくり検討 ・被災地復興のための官民連携による仮設コミュニティ形成検討 ・官民連携によるマリンエリア復興計画の検討 ・官民連携手法を活用した津波避難モール整備手法検討 ・港湾利用拠点施設の復旧・活用事業に適用可能な官民連携手法の検討 ・官民連携による災害対応後方支援拠点に関する検討 ・官民連携による地域特性を踏まえた災害公営住宅等の整備に係る検討 ・官民連携によるコミュニティ形成型の災害公営住宅等の整備手法に係る検討 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し検討に必要な経費を支援することにより、復興事業における官民連携手法の活用を促進する。今後、復興に官民連携手法の活用を検討する具体的な案件の提案募集を、被災地の地方公共団体等に対して実施する予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 地方公共団体等の取り組む官民連携手法を活用した震災復興の支援を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地のニーズを基に、復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等に対し検討に必要な経費を支援すること等により、震災復</p>		

興に係る官民連携事業の案件形成を促進する効果が期待される。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・震災復興官民連携支援事業 200 百万円【復興特会】

「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、東日本大震災の復興・再生に係る支援も含め、「新しい公共」の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う実証的な取り組みの支援などにより、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進してきたところ。 ・平成23年度は、中間支援組織が、被災地において、被災により低下している行政サービスの代行・補完の需要や支援に対する被災者のニーズと、支援活動を行おうとする地元企業、地縁組織、NPO等の団体とをマッチングし、事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策についても提案するコーディネート活動及びそのサポート等の事業の実施に要する経費を補助することによる、復興支援に資する行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動の促進などを実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手による地域づくりの「事業型」活動について、コンテスト・助言指導を行う広域中間支援組織を募集・選定し、新しいビジネスモデルとなりうる事業のアイデアを「見つけ」て成功するビジネスモデルとなるよう「育てる」しくみの構築を図る。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興に向け、志ある資金の地域内資金循環を支える仕組みの検討も含め、引き続き、「新しい公共」による地域づくりを促進する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進するとともに、中長期的には、多様な主体が地域づくりを担っていけるように、自発的な地域づくり活動を支える環境の整備など、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進する。成果目標(アウトカム)としては、以下の2つ。 ①「新たな公」による地域づくり活動進展度(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合)が現状維持または増加 ②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査に 		

において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合)が現状維持または増加

平成24年度予算における予算措置状況

・「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり 107 百万円